

## 大切なお知らせ



# 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金のご案内

子育て世帯の生活を支援するために一時金を支給します！

## 1. 支給対象者

- ① 令和3年9月30日時点で平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれの児童(保護者の所得が児童手当の支給対象となる額と同等未満)の保護者
- ② 所属庁から児童手当を受給している公務員
- ③ 令和3年10月1日～令和4年3月31日までに生まれた児童手当支給対象児童(新生児)の保護者 等

2. 支給額 児童1人当たり **10万円**

## 3. 給付金の受給手続き

- ▶ 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- ▶ 下記受付窓口にて、必要書類を添えて、手続きをしてください。
- ▶ 申請内容を確認して、給付金の支給要件に該当する方に対して、指定口座に振り込みます。

### ※受付窓口

子育て支援課 0897-52-1370

各総合支所 市民福祉課(子育て世帯への臨時特別給付金担当窓口)

「子育て世帯への臨時特別給付金」の

**“振り込め詐欺”や“個人情報”の詐取**にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省(の職員)などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、西条市役所や最寄りの警察署、または警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。